

マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院では、令和4年11月1日よりマイナンバーカードが健康保険証（マイナ保険証）として利用できます。当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省通知に基づき、下記の診療報酬点数を算定いたします。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

- ・加算 1・・・4点
- ・加算 2・・・2点（マイナ保険証を利用した場合）

ご不明な点がございましたら、受付までお問い合わせください。

当院に設置したカードリーダーの取り扱いについては以下をご参照ください。

保険証の代わりにマイナンバーカードで

マイナ受付

マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

カンタン
受付！

カードリーダーに マイナンバーカードを置いてください



マイナンバーカード
各種医療費受給者証
こちらに置いてください

✕ カバーあり ✓ カバーなし

↑ ↑

✓ 縦向き

✓ 顔写真を表にして縦向きに置いてください

✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は 画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

※万が一、カードリーダーにご自身以外の名前が表示された場合は、受付までお知らせください。